

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 SANKYO  
代 表 者 名 代表取締役 澤 井 明 彦  
社 長  
(コード番号 6417 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 筒 井 公 久  
専務執行役員  
(TEL. 03-5778-7773)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 44 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されたことから、当社定款における株券を発行する旨の規定を削除し、また現行の保管振替制度に基づく概念がなくなるため、当該箇所を削除し、さらに一部条数の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第 221 条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過していない場合は株券喪失登録簿を作成して備え置かななくてはならないことから、当社において株券喪失登録簿の備置きや株券喪失登録の事務を取り扱わないようにするため、株券喪失登録に係る部分を削除するとともに、株券登録に係る規定とその有効期間について附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の発行)</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p><u>2</u> 当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (条文省略)</p> <p>(4)</p> <p><u>第11条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第12条</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第13条</u> (条文省略)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (現行どおり)</p> <p>(4)</p> <p><u>第10条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 ～ (条文省略) 第 43 条  (新 設)</p>	<p>第 13 条 ～ (現行どおり) 第 42 条  附 則 第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当社においては 取扱わない。</u>  第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有 効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条およ び本条を削るものとする。</u></p>

以 上